

公 示

次のとおり、公募します。

令和6年4月12日

支出負担行為担当官

鹿児島労働局総務部長 三姓 晃一

1 公募内容

(1) 業務名

令和6年度 鹿児島労働局官用車車検等整備業務単価契約（奄美分）

(2) 業務の趣旨

次に示す場所に設置している車両について、車検やオイル交換等の整備を実施する。

- ① 名瀬労働基準監督署 ・ ・ ・ 計1台
（奄美市名瀬長浜町 1-1 名瀬合同庁舎 3階）
- ② 名瀬公共職業安定所 ・ ・ ・ 計1台
（奄美市名瀬長浜町 1-1 名瀬合同庁舎 1階）

(3) 業務の内容

仕様書のとおり。

※ 仕様書については、下記担当者まで連絡すること。

2 公募に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条各号に該当しない者であること。
- (3) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中ではないこと。
- (4) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札書提出期限の直近2年間に次の⑤及び⑥については2保険年度）保険料について滞納がないこと。
 - ① 厚生年金保険 ②健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）
 - ③ 船員保険 ④国民年金 ⑤労働者災害補償保険 ⑥雇用保険
- (5) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (6) 商法その他の法令の規定に違反して営業を行った者でないこと。
- (7) 過去1年以内に厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されていない者であること。

3 特殊な方法及び施設等の条件

車検等整備を自動車分解整備事業の認証工場又は指定工場で実施できる者であること。

4 公募内容等の条件を満たす旨の意思表示

この公募内容等の条件を満たしている者で、参加を希望する者は、以下により意思表示を行うこと。

- (1) 意思表示期限 令和6年4月26日(金) 17時まで
- (2) 意思表示方法 メール又は郵送(期限まで必着、持参も可)
- (3) 意思表示先 鹿児島労働局 総務部 総務課 会計第一係 担当 田中
- (4) 意思表示様式 様式任意(下記の要件を明示すること)
上記2「公募に参加する者に必要な資格に関する事項」の7項目等について該当していない旨。
※ 参考として様式例を仕様書の最終頁に掲載

5 その他

公募の結果、参加者が複数の場合、一般競争入札により落札者を決定するものとする。

【問い合わせ先】

住 所：〒892-8535

鹿児島市山下町13番21号 鹿児島合同庁舎2階

担 当：鹿児島労働局 総務部 総務課 会計第一係 担当 田中

電 話：099-223-8275

メール：tanaka-hidetoshi.zs4@mhlw.go.jp

【 様 式 例 】

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

鹿児島労働局総務部長 三姓 晃一 殿

所 在 地

名 称

代表者名

印

「令和6年度 鹿児島労働局官用車車検等整備業務単価契約（奄美分）」にかかる公募内容等の条件を満たす旨の意思表示について

当社は、貴局が公募する「令和6年度 鹿児島労働局官用車車検等整備業務単価契約（奄美分）」について応募したいので、その旨を表示します。なお、当社は、下記記載の事項について相違ないことを申し添えます。

記

- 1 当社は、予算決算及び会計令第70条の規定に該当しません。
- 2 当社は、予算決算及び会計令第71条の規定に該当しません。
- 3 当社は、厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間ではありません。
- 4 社会保険等（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）、船員保険、国民年金、労働保険をいう。）に加入し、直近2年間について該当する制度の保険料について滞納していません。
- 5 経営の状況又は信用度が極度に悪化していません。
- 6 商法その他の法令の規定に違反して営業を行った者に該当しません。
- 7 過去1年以内に厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されていません。
- 8 当社は、仕様書の内容を確認しましたが、その内容について承諾をします。

(担当者)

氏 名

TEL

見積書

支出負担行為担当官
鹿兒島労働局総務部長 殿

件名：令和6年度鹿兒島労働局官用車車検等整備業務単価契約（奄美分）
下記のとおり御見積り申し上げます。

住 所
商号又は名称
代 表 者



税込合計金額 ￥

NO.	項目	単位	車検		法定12カ月点検		オイル交換		予定数量計	単価(税抜)	金額
			小型自動車 1台		小型自動車 1台		小型自動車 1台				
			予定数量	(1台)	予定数量	(1台)	予定数量	(1台)			
1	エンジンオイル交換 (ドレンプラグガスケットを含む。)	500ml	8	(8)	7	(7)	7	(7)	22		
2	オイルフィルター交換	1個	1	(1)	1	(1)	1	(1)	3		
3	エアコンフィルター交換	1個	1	(1)	1	(1)	0	(0)	2		
4	ワイパーゴム交換	1本	2	(2)	2	(2)	0	(0)	4		
5	ウォッシュャー液補充	300ml	1	(1)	1	(1)	0	(0)	2		
6	ブレーキ液交換	1L	1	(1)	0	(0)	0	(0)	1		
7	ATFオイル交換	1L	1	(1)	0	(0)	0	(0)	1		
8	バッテリー液補充	200ml	1	(1)	0	(0)	0	(0)	1		
9	冷却液	1L	1	(1)	0	(0)	0	(0)	1		
10	ブレーキクリーニング	1回	1	(1)	0	(0)	0	(0)	1		
11	下回り洗浄	1回	1	(1)	0	(0)	0	(0)	1		
12	錆止め	1回	1	(1)	0	(0)	0	(0)	1		
13	発炎筒	1本	1	(1)	0	(0)	0	(0)	1		
14	基本点検技術料(車検)	1回	1	(1)					1		
	基本点検技術料(12ヶ月点検)	1回			1	(1)			1		
	基本点検技術料(6ヶ月点検)	1回							0		
15	保安確認検査料	1回	1	(1)					1		
16	検査代行手数料	1回	1	(1)					1		
17	引取納車費用	1往復	1	(1)	1	(1)	1	(1)	3		
合計(税抜)											
合計(税込)											

仕 様 書

1 件名

令和6年度 鹿児島労働局官用車車検等整備業務単価契約（奄美分）

2 業務内容

名瀬労働基準監督署および名瀬公共職業安定所で保有している官用車の車検及び法定点検等の整備を行う。

3 履行期間

契約締結日より令和7年3月31日まで

4 履行場所

名瀬労働基準監督署・名瀬公共職業安定所（詳細は別紙2「官署所在地」のとおり）

5 規格及び年間予定数量

(1) 車検（水洗ワックス洗車含む）

・小型自動車 1台

(2) 法定12ヶ月点検（水洗ワックス洗車含む）

・小型自動車 1台

(3) エンジンオイル交換

・小型自動車 1台

※ 車種等詳細については、別紙1「令和6年度 車検等整備対象車両一覧」参照のこと。

※ あくまでも予定であることから、実数量との差異による不平は受け付けない。

（官用車の更新等に伴い車検等整備対象車両が変更となる場合も了承すること。）

6 点検・整備項目

(1) 車検・法定12ヶ月点検・エンジンオイル交換、保安基準適合検査及び労働局指定業務

・保安基準適合検査代行

・別紙3『法定点検項目一覧』（昭和二十六年八月十日運輸省令第七十号）による点検項目を行うこと。なお、点検項目には自動車検査証の交付を受けた日又は当該点検を行った日以降の走行距離が1年当たり5,000km以下の乗用自動車・6ヶ月当たり4,000km以下の貨物自動車については、前回の当該点検を行うべきこととされる時期に当該点検を行わなかった場合を除き省略が出来ることとされているが、省略せず点検を行うこと。

・上記の法定点検項目に加えメーカー推奨点検を行うこと。

・オイル交換・オイルエレメント交換については原則として必ず実施すること。

・水性ワックス洗車を行うこと。

・車検又は法定点検等を行い単価契約の項目について、部品交換、消耗品の補充等が必要な場合は、必要な都度、当局で内容を確認し必要により発注を行うこと。

・原則として、部品・消耗品は純正品を使用すること。但し、オイル類については、同等品

でも使用可能とする。

(2) 単価契約外項目

- ・車検又は法定点検等を行い単価契約の項目以外について、部品交換、消耗品の補充等が必要な場合は、必要な都度、当局で内容を確認し、必要により発注を行う可能性があること。
- ・当局が発注を行った場合には原則として、部品・消耗品は純正品を使用すること。但し、オイル類については、同等品でも使用可能とする。(過剰な整備を行わないこと。)

(3) 法定費用

- ・自賠責保険料及び自動車重量税については、業者立替払いとし、後日点検経費と共に支払うものとする。(法定費用は点検車両毎に定められた額とする。)
- ・点検車両は全て官用車であるため印紙代はかからないので留意すること。

(4) グリーン購入法

国等による環境物品等の調達に関する法律(グリーン購入法)基本指針の「自動車整備」に係る判断の基準を満たす役務であること。(別紙4「環境物品等の調達の推進に関する基本方針 令和5年12月(抜粋)」参照)

(5) その他

- ・車検等整備は、自動車分解整備事業の認証工場又は指定工場を実施すること。

7 点検日調整及び引取納車

- ・車検については、有効期間の満了する日の1ヶ月前、法定12ヶ月点検は対象月の1ヶ月前には各車両配置の官署担当者宛に連絡を行い、点検日について調整を図ること。
- ・車検の点検日は有効期間の満了する日の1ヶ月以内に実施すること。
- ・点検日には別紙に記載されている各配置官署まで点検車両を取りに行き、点検終了後、原則として、翌日17時までに各配置官署に納車すること。なお、引取納車の対応が困難である場合、または各配置官署の担当者が引取り及び納車を希望しない場合はこの限りではない。(納車は令和7年3月31日までに完了すること。)
- ・点検終了の際は、点検車両に備えてある整備記録台帳にその旨記入し、各官署の検査担当者の検査を受けること。

8 点検等経費の見積及び請求

(1) 見積書

- ・車検又は法定点検に伴う上記6の(1)～(3)の費用について、点検日に整備箇所が確定後、速やかに見積書を下記14鹿児島労働局担当者あてメール等にて送付すること。当局で内容を確認し、すぐにこちらから電話にて連絡する。見積書の原本は、当日のうちに発送すること。
- ・見積書については、点検車両毎に①各種点検経費(単価契約項目分)及び法定費用(自動車重量税を除く。)、②単価契約外項目、③法定費用(自動車重量税)に分け発行すること。(様式1「見積書」を参照。)

(2) 納品書及び請求書

- ・納品書及び請求書については見積書と同様に点検車両毎に①各種点検経費(単価契約項目分)及び法定費用(自動車重量税を除く。)、②単価契約外項目、③法定費用(自動車重量税)に分け発行すること。(様式2「納品書」、様式3「請求書」を参照。)また、請求書下部に

振込先（金融機関・口座番号等）を明記すること。

- ・代金の請求は、毎月末で締切り、適正な請求書を受領後、30日以内に指定された金融機関へ振り込むこととする。（免税業者については消費税の加算は行わないこと。）
- ・自賠責保険料・自動車重量税の領収書等は上記請求書に貼付して提出すること。
（自賠責保険料・自動車重量税の領収書の宛名は業者立替払いとなるため、自事業所名とする。）

9 自動車検査証及び検査標章

- (1) 自動車検査証及び検査標章については、鹿児島運輸支局から発行され次第、対象車両の官署担当者あて送付すること。
- (2) 上記の自動車検査証の写しを下記 14 鹿児島労働局担当者あて送付すること。

10 個人情報保護及び作業従事者（技術員）

- (1) 本契約で知り得た事項は守秘義務を厳守し、情報の漏洩防止対策も万全を期すこと。
- (2) 自社の作業従事者（技術員）及び本契約業務に関わるものに対して、業務上必要な事項についての指導及び教育を徹底すること。

11 再委託について

- (1) 契約に係る事務又は事業の全部を一括して第三者（受託者の子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託することはできない。
- (2) 委託業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分は、再委託してはならない。
- (3) 委託業務の一部を再委託する場合は、事前に再委託する業務、再委託先等を委託者に申請し、承認を受けること。
- (4) 再委託を行う場合は、その最終的な責任は受託者が負うこと。

12 留意事項

- (1) 見積金額には点検及び継続検査・定期検査・検査手続き代行料等の総額とし、各種点検毎（自動車の種別）の内訳を記載すること。なお、各項目の単価については、部品・消耗品の本体価格ほか、交換等に係る技術料等、業務の履行に要する一切の諸経費を含むものとする。（なお、法定費用については、固定費であることから、これらの費用は見積金額に含めないこと。）
- (2) 見積額の積算にあたり、現地を確認する場合は、下記 13 現地担当者まで連絡をすること。
- (3) 仕様書等についての疑義は、必ず意思表示期限までに解消しておくこと。
- (4) 仕様書等についての不明を理由として、異議を申し立てることは出来ない。
- (5) 仕様書等に示されていない事項及び業務遂行中に生じた疑義については、双方協議のうえ決定する。
- (6) 契約内容の不履行等の問題が生じた場合は、以下の連絡先にその問題の内容について報告すること。

鹿児島労働局総務部総務課会計第一係 電話番号 099-223-8275

- (7) 契約内容の履行確認のため、管理者は定期的な現場の巡回や、作業報告書等の確認を行うと

ともに、当局からサンプル検査等の要請があれば、履行を客観的に証明する資料（作業報告書や写真等）を提出すること。

13 現地担当者

名瀬労働基準監督署	監督安衛課	竹下	Tel0997-52-0574
名瀬公共職業安定所	管理課	杉焼	Tel0997-52-4611

14 担当部署

鹿児島労働局総務部総務課会計第一係 担当：田中
鹿児島市山下町13番21号 鹿児島合同庁舎2階
電話：099-223-8275（内線122）

令和6年度車検等整備対象車両一覧網

	所属	会計	社名	車種	種別	登録番号	総排気量 [cc]	車両重量 (車両総重量) [kg]	取得年月日 [登録日]	車検期限	自動車重量税	自賠責保険料	① 車検期限	② 法定12ヶ月点検	③ 法定6ヶ月点検 (小型貨物)	④ オイル交換	走行距離 [km] 5年12月末時点	年間走行 予定距離 [km]	備考	
1	名瀬署	労業	ニッサン	ノート	小型	鹿児島 527 す 7866	1,490	1,090 1,365	H22.9.30	R7.9.29		7,660		R6.9		R7.3	95,622	5,112		
2	名瀬所	雇業	トヨタ	パッソ	小型	奄美 500 さ 4802	990	910 1,185	R2.2.18	R7.2.17	10,000	7,660	R7.2.17					14,174	3,796	

※オイル交換について、年間走行距離が6,000km以上であり前回の交換から半年が経過している車両を対象とした。

…小型
 …軽貨物
 …軽
 …小型貨物

官 署 所 在 地

	名称	郵便番号	所在地	電話番号
1	名瀬労働基準監督署	894-0036	奄美市名瀬長浜町1-1 名瀬合同庁舎3階	0997-52-0574
2	名瀬公共職業安定所	894-0036	奄美市名瀬長浜町1-1 名瀬合同庁舎1階	0997-52-4611

法定点検項目一覧(自家用乗用自動車等の定期点検基準)

点検箇所		点検時期	12ヶ月	24ヶ月
かじ取り装置	ハンドル	① 操作具合		○
	ギヤ・ボックス	① 取付けの緩み		※1
	ロッド及びアーム類	① 緩み、がた及び損傷		※1
	かじ取り車輪	② ボール・ジョイントのダスト・ブーツの亀裂及び損傷		○
	パワー・ステアリング装置	① ホイール・アライメント		※1
		① ベルトの緩み及び損傷	○	○
		② 油漏れ及び油量		○
		③ 取付けの緩み		※1
制動装置	ブレーキ・ペダル	① 遊び及び踏み込んだときの床板とのすき間	○	○
		② ブレーキのきき具合	○	○
	駐車ブレーキ機構	① 引きしろ	○	○
		② ブレーキのきき具合	○	○
	ホース及びパイプ	① 漏れ、損傷及び取付状態	○	○
	マスタ・シリンダ、ホイール・シリンダ及びディスク・キャリパ	① 液漏れ	○	○
		② 機能、摩耗及び損傷		○
		① ドラムとライニングとのすき間	※1	※1
		② シューの摺動部分及びライニングの摩耗	○	○
		③ ドラムの摩耗及び損傷		○
		① ディスクとパッドとのすき間	※1	※1
		② パッドの摩耗	○	○
		③ ディスクの摩耗及び損傷		○
走行装置	ホイール	① タイヤの状態	※1	※1
		② フロント・ホイール・ベアリングのがた		※1
		③ ホイール・ナット及びホイール・ボルトの緩み	※1	※1
		④ リヤ・ホイール・ベアリングのがた		※1
緩衝装置	取付部及び連結部	① 緩み、がた及び損傷		○
	ショック・アブソーバ	① 油漏れ及び損傷		○
動力伝達装置	クラッチ	① ペダルの遊び及び切れたときの床板とのすき間	○	○
	トランスミッション及びトランスファ	① 油漏れ及び油量	※1	※1
	プロペラ・シャフト及びドライブ・シャフト	① 連結部の緩み	※1	※1
		② 自在継手部のダスト・ブーツの亀裂及び損傷		○
	デファレンシャル	① 油漏れ及び油量		※1
電気装置	点火装置	① 点火プラグの状態	※1・2	※1・2
		② 点火時期	○	○
		③ ディストリビューターのキャップの状態	○	○
バッテリー	① ターミナル部の接続状態	○	○	
電気配線	① 接続部の緩み及び損傷	○	○	
原動機	本体	① 排気の状態	○	○
		② エア・クリーナ・エレメントの状態	※1	※1
	潤滑装置	① 油漏れ	○	○
	燃料装置	① 燃料漏れ	○	○
	冷却装置	① ファン・ベルトの緩み及び損傷	○	○
		② 水漏れ	○	○
ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置	ブローバー・ガス還元装置	① スターリング・バルブの状態		○
		② 配管の損傷		○
	燃料蒸発ガス排出抑止装置	① 配管等の損傷		○
		② チャコール・キャニスタの詰まり及び損傷		○
		③ チェック・バルブの機能		○
	一酸化炭素等発散防止装置	① 触媒反応方式等排出ガス減少装置の取付けの緩み及び損傷		○
		② 二次空気供給装置の機能		○
		③ 排気ガス再循環装置の機能		○
		④ 減速時排気ガス減少装置の機能		○
		⑤ 配管の損傷及び取付状態		○
その他	エグゾースト・パイプ及びマフラ	① 取付けの緩み及び損傷	※1	※1
		② マフラの機能		○
	車枠及び車体	① 緩み及び損傷		○

※「※1」印の点検は、自動車検査証の交付を受けた日又は当該点検を行った日以降の走行距離が1年当たり5千キロメートル以下の自動車については、前回の当該点検を行うべきこととされる時期に当該点検を行わなかった場合を除き、行わないことができる。

※「※2」印の点検は、点火プラグが白金プラグ又はイリジウム・プラグの場合は、行わないことができる。

※「自動車点検基準」(昭和二十六年八月十日運輸省令第七十号)による(自家用乗用自動車等の定期点検項目)

法定点検項目一覧(自家用貨物自動車等の定期点検基準)

点検箇所		点検時期	6ヶ月	12ヶ月
かじ取り装置	ハンドル	① 操作具合		○
	ギヤ・ボックス	① 取付けの緩み		○
	ロッド及びアーム類	① 緩み、がた及び損傷 ② ボール・ジョイントのダスト・ブーツの亀裂及び損傷		○
	かじ取り車輪	① ホイール・アライメント		※1
	パワー・ステアリング装置	① ベルトの緩み及び損傷 ② 油漏れ及び油量 ③ 取付けの緩み	○	○
制動装置	ブレーキ・ペダル	① 遊び及び踏み込んだときの床板とのすき間 ② ブレーキのきき具合	※1	○
	駐車ブレーキ機構	① 引きしろ ② ブレーキのきき具合	※1	○
	ホース及びパイプ	① 漏れ、損傷及び取付状態	○	○
	リザーバ・タンク	① 液量		○
	マスタ・シリンダ、ホイール・シリンダ及びディスク・キャリパ	① 機能、摩耗及び損傷		○
	ブレーキ・バルブ、クイック・リリース・バルブ及びリレー・バルブ	① 機能		○
	倍力装置	① エア・クリーナの詰まり ② 機能		○
	ブレーキ・ドラム及びブレーキ・シュー	① ドラムとライニングとのすき間 ② シューの摺動部分及びライニングの摩耗 ③ ドラムの摩耗及び損傷	○	○
	ブレーキ・ディスク及びパッド	① ディスクとパッドとのすき間 ② パッドの摩耗 ③ ディスクの摩耗及び損傷		○
	センタ・ブレーキ・ドラム及びライニング	① ドラムの取付けの緩み ② ドラムとライニングとのすき間 ③ ライニングの摩耗 ④ ドラムの摩耗及び損傷		○
	二重安全ブレーキ機構	① 機能		○
走行装置	ホイール	① タイヤの状態 ② フロント・ホイール・ベアリングのがた ③ ホイール・ナット及びホイール・ボルトの緩み ④ リヤ・ホイール・ベアリングのがた	○	※4
緩衝装置	リーフ・サスペンション	① スプリングの損傷 ② 取付部及び連結部の緩み、がた及び損傷		○
	コイル・サスペンション	① 取付部及び連結部の緩み、がた及び損傷		○
	ショック・アブソーバ	① 油漏れ及び損傷		○
動力伝達装置	クラッチ	① ペダルの遊び及び切れたときの床板とのすき間 ② 作用 ③ 液量	○	○
	トランスミッション及びトランスファ	① 油漏れ及び油量	※4	※4
	プロペラ・シャフト及びドライブ・シャフト	① 連結部の緩み ② 自在継手部のダスト・ブーツの亀裂及び損傷 ③ 継手部のがた ④ センタ・ベアリングのがた	※4	※4
	デファレンシャル	① 油漏れ及び油量	※4	※4
	電気装置	点火装置	① 点火プラグの状態 ② 点火時期 ③ ディストリビューターのキャップの状態	※4・5
バッテリー		① ターミナル部の接続状態	○	○
電気配線		① 接続部の緩み及び損傷		○
原動機		本体	① 排気の状態 ② エア・クリーナ・エレメントの状態 ③ エア・クリーナの油の汚れ及び量 ④ 低速及び加速の状態	○
	潤滑装置	① 油漏れ	○	○
	燃料装置	① 燃料漏れ		○
	冷却装置	① ファン・ベルトの緩み及び損傷	○	○
		② 水漏れ		○

ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置	ブローバー・ガス還元装置	①	メーターリング・バルブの状態	※1
		②	配管の損傷	※1
	燃料蒸発ガス排出抑止装置	①	配管の損傷	※1
		②	チャコール・キャニスタの詰まり及び損傷	※1
		③	チェック・バルブの機能	※1
	一酸化炭素等発散防止装置	①	触媒反応方式等排出ガス減少装置の取付けの緩み及び損傷	○
		②	二次空気供給装置の機能	○
		③	排気ガス再循環装置の機能	○
		④	減速時排気ガス減少装置の機能	○
		⑤	配管の損傷及び取付状態	○
その他	警告器、窓ふき器、洗浄液噴射装置、デフロスタ及び施錠装置	①	作用	○
	エグゾースト・パイプ及びマフラ	①	取付けの緩み及び損傷	※4
		②	マフラの機能	○
	エア・コンプレッサ	①	エア・タンクの凝水	○ ○
		②	コンプレッサ、プレッシャ・レギュレータ及びアンローダ・バルブの機能	○
	車枠及び車体	①	緩み及び損傷	○
	座席	①	座席ベルトの状態	※3
その他	①	シヤン各部の給油脂状態	○ ○	

※ 「※1」印の点検は、大型特殊自動車にあつては、行わなくてもよい。

「※2」印の点検は、大型特殊自動車に限る。

「※3」印の点検は、道路運送法第80条第1項の規定により受けた許可に係る自動車に限る。

「※4」印の点検は、自動車検査証の交付を受けた日又は当該点検を行った日以降の走行距離が6月当たり4千キロメートル以下の自動車について、前回の当該点検を行うべきこととされる時期に当該点検を行わなかつた場合を除き、行わないことができる。

「※5」印の点検は、点火プラグが白金プラグ又はイリジウム・プラグの場合は、行わないことができる。

※ 「自動車点検基準」(昭和二十六年八月十日運輸省令第七十号)による(自家用貨物自動車等の定期点検項目)

環境物品等の調達の推進に関する基本方針 令和5年12月（抜粋）

22-5 自動車整備

(1) 品目及び判断の基準等

自動車整備	<p>【判断の基準】</p> <p>①自動車リサイクル部品（リユース部品（使用済自動車から取り外され、品質確認及び清掃等を行い商品化された自動車部品をいう。）又はリビルド部品（使用済自動車から取り外され、磨耗又は劣化した構成部品を交換、再組み立て、品質確認及び清掃等を行い商品化された自動車部品をいう。）をいう。）が使用されていること。</p> <p>②エンジン洗浄を実施する場合にあっては、以下の要件を満たすこと。</p> <p>ア. 大気汚染物質（炭化水素及び一酸化炭素）がエンジン洗浄実施前後において、20%以上削減されること。</p> <p> なお、エンジン洗浄を実施すべき自動車の状態については、大気汚染物質の発散防止のために通常必要となる整備の実施後において、炭化水素測定器及び一酸化炭素測定器による炭化水素及び一酸化炭素の測定結果が、表の区分ごとの値を超える場合とする。</p> <p>イ. エンジン洗浄の実施直後及び法定12ヶ月点検において判断の基準の効果を確認し、通常必要となる整備が適切に実施されており、かつエンジン洗浄実施前の測定値から20%以上削減されていなかった場合、無償で再度エンジン洗浄を実施する等の補償を行う体制が確保されていること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①エンジン洗浄の環境負荷低減効果に係る情報の収集・蓄積が図られていること。また、エンジン洗浄に関する環境負荷低減効果や費用等に係る詳細な情報提供を積極的に行うとともに、当該情報が開示されていること。</p> <p>②ロングライフクーラントの再利用に努めていること。</p> <p>③自動車整備に当たって、使用するエネルギーや溶剤等の資源の適正使用に努め、環境負荷低減に配慮されていること。</p> <p>④製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>
-------	---

備考) 1 本項の判断の基準①は、定期点検整備のほか、故障、事故等による自動車修理等を行うために、自動車整備事業者等に発注する役務であって、部品交換を伴うもの（消耗品の交換を除く。）を対象とする。

2 本項における「自動車」とは、普通自動車、小型自動車及び軽自動車（ただし、二輪車は除く。）をいう。

3 部品の種類により、商品のないもの又は適時での入手が困難な場合においては、新品部品のみによる整備についても本項の集計の対象とする。

4 本項の判断の基準②の対象とする「エンジン洗浄」は、炭化水素測定器及び一酸化炭素測定器による測定を伴う定期点検整備等を行うため自動車整備事業者等に発注する役務であって、表の基準を超える場合に実施する自動車のエンジン燃焼室の洗浄により内部に蓄積されたカーボン・スラッジ等を取り除くものをいう。

5 本項の判断の基準②については、ガソリンを燃料とする普通自動車、小型自動車及び軽

自動車（2サイクル・エンジンを有するこれらのものを除く。）を対象とする。

- 6 本項の判断の基準②アのエンジン洗浄を実施すべき排出ガスの基準は、「大気汚染防止法に基づく自動車排出ガスの量の許容限度」（昭和49年環境庁告示第1号）による。
- 7 エンジン洗浄を実施していない自動車整備事業者や自動車販売事業者からの当該作業の依頼については、対応を図る体制が確保されていること。

表 エンジン洗浄を実施すべき排出ガスの基準

自動車の種類	一酸化炭素（CO）	炭化水素（HC）
普通自動車、小型自動車	1%	300ppm
軽自動車	2%	500ppm

(2) 目標の立て方

当該年度に調達する自動車整備の総件数に占める基準を満たす自動車整備の件数の割合とする。

見積書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
鹿兒島労働局総務部長 様

住 所
名 称
代表者

下記の通り御見積り申し上げます。

件名		点検・検査年月日	
所属		担当者名	
登録番号		備考	
車名			

御見積合計金額

各種点検・整備費用(単価契約)

No.	作業内容及び使用部品名称	作業区分	単位	単価(税抜) (技術料を含む)	単価(税込) (技術料を含む)	数量	金額(税込)	備考
1	エンジンオイル交換 (ドレンプラグガasketを含む。)	交換	500ml					
2	オイルフィルター交換	交換	1個					
3	エアコンフィルター交換	交換	1個					
4	ワイパーゴム交換	交換	1本					
5	ウォッシュャー液補充	交換	300ml					
6	ブレーキ液交換	交換	1L					
7	ATFオイル交換	交換	1L					
8	バッテリー液補充	交換	200ml					
9	冷却液	交換	1L					
10	ブレーキクリーニング	一式	1回					
11	下回り洗浄	一式	1回					
12	錆止め	一式	1回					
13	発炎筒	交換	1本					
14	基本点検技術料(車検)	一式	1回					
	基本点検技術料(12ヶ月点検)	一式	1回					
	基本点検技術料(6ヶ月点検)	一式	1回					
15	保安確認検査料	一式	1回					
16	検査代行手数料	一式	1回					
17	引取納車費用	一式	1往復					
合 計								

法定費用(自動車重量税を除く。)

No.	項目	作業区分	単位	単価(税抜)	単価(税込)	数量	金額(税込)	備考
1	自賠責保険料							非課税
2								
3								
4								
合 計								

見積書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
 鹿児島労働局総務部長 様

住 所
 名 称
 代表者

下記の通り御見積り申し上げます。

件名			
所属		点検・検査年月日	
登録番号		担当者名	
車名		備考	

御見積合計金額

法定費用(自動車重量税)

No.	項目	作業区分	単位	単価(税抜)	単価(税込)	数量	金額(税込)	備考
1	自動車重量税							不課税
合 計								

見積書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
 鹿児島労働局総務部長 様

住 所
 名 称
 代表者

下記の通り御見積り申し上げます。

件名		点検・検査年月日	
所属		担当者名	
登録番号		備考	
車名			

御見積合計金額

各種点検・整備費用(単価契約外)

No.	作業内容及び使用部品名称	作業区分	単位	単価(税抜) (技術料を含む)	単価(税込) (技術料を含む)	数量	金額(税込)	備考
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								
合 計								

納品書

令和 年 月 日

鹿児島労働局 御中

住所
名称
代表者

下記の通り納品申し上げますのでご査収ください。

件名		点検・検査年月日	
所属		担当者名	
登録番号		備考	
車名			

御納品合計金額

各種点検・整備費用(単価契約)

No.	作業内容及び使用部品名称	作業区分	単位	単価(税抜) (技術料を含む)	単価(税込) (技術料を含む)	数量	金額(税込)	備考
1	エンジンオイル交換 (ドレンプラグガasketを含む。)	交換	500ml					
2	オイルフィルター交換	交換	1個					
3	エアコンフィルター交換	交換	1個					
4	ワイパーゴム交換	交換	1本					
5	ウォッシュャー液補充	交換	300ml					
6	ブレーキ液交換	交換	1L					
7	ATFオイル交換	交換	1L					
8	バッテリー液補充	交換	200ml					
9	冷却液	交換	1L					
10	ブレーキクリーニング	一式	1回					
11	下回り洗浄	一式	1回					
12	錆止め	一式	1回					
13	発炎筒	交換	1本					
14	基本点検技術料(車検)	一式	1回					
	基本点検技術料(12ヶ月点検)	一式	1回					
	基本点検技術料(6ヶ月点検)	一式	1回					
15	保安確認検査料	一式	1回					
16	検査代行手数料	一式	1回					
17	引取納車費用	一式	1往復					
合 計								

法定費用(自動車重量税を除く。)

No.	項目	作業区分	単位	単価(税抜)	単価(税込)	数量	金額(税込)	備考
1	自賠責保険料							非課税
2								
3								
4								
合 計								

納品書

令和 年 月 日

鹿児島労働局 御中

住所
名称
代表者

下記の通り納品申し上げますのでご査収ください。

件名			
所属		点検・検査年月日	
登録番号		担当者名	
車名		備考	

御納品合計金額

法定費用(自動車重量税)

No.	項目	作業区分	単位	単価(税抜)	単価(税込)	数量	金額(税込)	備考
1	自動車重量税							不課税
合 計								

納品書

令和 年 月 日

鹿児島労働局 御中

住 所
名 称
代 表 者

下記の通り納品申し上げますのでご査収ください。

件名			
所属		点検・検査年月日	
登録番号		担当者名	
車名		備考	

御納品合計金額

各種点検・整備費用(単価契約外)

No.	作業内容及び使用部品名称	作業区分	単位	単価(税抜) (技術料を含む)	単価(税込) (技術料を含む)	数量	金額(税込)	備考
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								
合 計								

請求書

令和 年 月 日

官署支出官
鹿兒島労働局長 様

住 所
名 称
代表者

下記の通り御請求申し上げます。

件名		点検・検査年月日	
所属		担当者名	
登録番号		備考	
車名			

御請求合計金額

各種点検・整備費用(単価契約)

No.	作業内容及び使用部品名称	作業区分	単位	単価(税抜) (技術料を含む)	単価(税込) (技術料を含む)	数量	金額(税込)	備考
1	エンジンオイル交換 (ドレンプラグガasketを含む。)	交換	500ml					
2	オイルフィルター交換	交換	1個					
3	エアコンフィルター交換	交換	1個					
4	ワイパーゴム交換	交換	1本					
5	ウォッシュャー液補充	交換	300ml					
6	ブレーキ液交換	交換	1L					
7	ATFオイル交換	交換	1L					
8	バッテリー液補充	交換	200ml					
9	冷却液	交換	1L					
10	ブレーキクリーニング	一式	1回					
11	下回り洗浄	一式	1回					
12	錆止め	一式	1回					
13	発炎筒	交換	1本					
14	基本点検技術料(車検)	一式	1回					
	基本点検技術料(12ヶ月点検)	一式	1回					
	基本点検技術料(6ヶ月点検)	一式	1回					
15	保安確認検査料	一式	1回					
16	検査代行手数料	一式	1回					
17	引取納車費用	一式	1往復					
合 計								

法定費用(自動車重量税を除く。)

No.	項目	作業区分	単位	単価(税抜)	単価(税込)	数量	金額(税込)	備考
1	自賠責保険料							非課税
2								
3								
4								
合 計								

【振込先】

請求書

令和 年 月 日

官署支出官
鹿児島労働局長 様住 所
名 称
代表者

下記の通り御請求申し上げます。

件名			
所属		点検・検査年月日	
登録番号		担当者名	
車名		備考	

御請求合計金額

法定費用(自動車重量税)

No.	項目	作業区分	単位	単価(税抜)	単価(税込)	数量	金額(税込)	備考
1	自動車重量税							不課税
合 計								

【振込先】

請求書

令和 年 月 日

官署支出官
鹿兒島労働局長 様

住 所
名 称
代表者

下記の通り御請求申し上げます。

件名			
所属		点検・検査年月日	
登録番号		担当者名	
車名		備考	

御請求合計金額

各種点検・整備費用(単価契約外)

No.	作業内容及び使用部品名称	作業区分	単位	単価(税抜) (技術料を含む)	単価(税込) (技術料を含む)	数量	金額(税込)	備考
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								
合 計								

【振込先】